

## 市民意見募集(パブリックコメント)結果

「平成29年度和歌山市食品衛生監視指導計画(案)」に対するご意見を募集した結果、1件のご意見をいただきましたので、次のとおり公表します。

### ■募集案件の概要

募集案件	平成29年度和歌山市食品衛生監視指導計画(案)
受付期間	平成29年2月1日～平成29年3月2日
ご意見の件数	1名・1件

### ■ご意見の概要と市の考え方

No	ご意見の概要	市の考え方
1	製造業の監視は細かくあるが、販売業に対して監視は甘くないか？ スーパー等で、要冷蔵の商品が冷蔵庫外で売られているのを見かけるが、衛生管理に問題は無いのか？	立入予定回数及び監視指導内容については、過去の食中毒の発生状況や、製造・販売される食品の流通の広域性、営業の特殊性などを考慮し定めており、食品に起因する危害が発生するリスクの大きい業種ほど回数が多くなっています。 ご意見にありますような販売状況ですが、食品は保存温度を遵守して販売する必要があり、適切ではありません。立入時に不適切な陳列状況が確認された場合には、改善指導に努めてまいります。